

# 十勝地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、十勝地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通を担う事業者が置かれている厳しい状況を関係者間で共有するとともに、十勝地域における公共交通の活性化に資する事業に関して協議し、円滑に実施するための体制を構築することを目的として設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 十勝地域における公共交通の活性化に向けた利用実態の把握、利用促進等の取組に係る協議及び実施のために必要な事業
- (2) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表の会員をもって組織する。

- 2 前条各号に掲げる事業の実施に当たり、専門的知識を有する者から意見の聴取等を行うため、協議会に別表のオブザーバーを置く。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に会員及びオブザーバー以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

- 2 役員は、会員の中から全体会議において、選出する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員の仕事は、協議会が解散する時までとする。

(全体会議)

第8条 協議会の全体会議は、会長が招集する。

- 2 全体会議の議決事項は、次のとおりとする。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関する事
  - (2) 事業計画及び事業報告に関する事
  - (3) 予算及び決算に関する事
  - (4) 協議会の解散に関する事

(5) その他第2条に規定する目的を達成するために必要と認められる事項

- 3 全体会議の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、あらかじめ会長が指名した副会長がこれに当たる。
- 4 全体会議は、会員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 全体会議の議案は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。ただし、第2項第4号に掲げる事項にあっては、会員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 6 会員は、全体会議に出席することができない場合は、当該会員が指名する者を出席させ、又は会長その他の会員に表決を委任することができる。この場合において、当該会員は、全体会議に出席したものとみなす。
- 7 第3項から前項までの規定にかかわらず、会長は、感染症のまん延の防止その他のやむを得ない理由により全体会議の開会が困難であると認めるときは、書面により全体会議を行うことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、全体会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課に置く。
- 3 事務局に、事務局長その他必要な職員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 全体会議の運営に関すること
  - (2) 協議会の予算の執行及び管理に関すること
  - (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること
  - (4) その他協議会の運営に関し必要な事項に関すること
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第11条 協議会は、第2条に規定する目的を達成したときは、全体会議の議決を経て解散する。

- 2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、協議会が有する残余財産は、全体会議の議決を経て処分する。

(剰余金等)

第12条 協議会は、決算において剰余金が生じた場合には、全体会議の議決を経てこれを処理しなければならない。

- 2 協議会は、決算において欠損金が生じた場合又は生ずる見込みとなった場合には、全体会議の議決を経てこれを処理しなければならない。

(事故の対応)

第13条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因した事故により第三者に損害を与えたときは、その損害について全体会議の議決を経て負担すべき範囲等を決定するものとする。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年（2021年）4月23日から施行する。